平成２３年（フ）第１１５７号
大阪府寝屋川市点野５丁目29番７号
債務者　馬場シズ子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７号
熊本市鹿子木町353番地２
債務者　荒木　朋子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１５号
熊本市南高江４丁目１番２―226号
債務者　古多部紀美代
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０号
熊本県上益城郡益城町大字安永719番地１
森永アパート西101号
債務者　安田　敏子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６５６号
東京都文京区白山４丁目29―１
債務者　内山　一雄
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５７号
東京都世田谷区上馬５丁目３―23―101
債務者　山田屋明子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３０号
横浜市緑区北八朔町1749番地１
債務者　安藤千津子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６１号
横浜市保土ケ谷区霞台９番８号
債務者　廣瀬　純子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目３番１―119号
債務者　石倉　　香
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２４号
横浜市戸塚区深谷町25番地　13―1341号
債務者　佐藤　隆裕
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２５号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根351番地306号
債務者　小倉　博子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３９号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地28棟103号
債務者　保土田美恵子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４０号
横浜市南区中村町２丁目140番地２　小柳荘202
債務者　奥川　久男
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４２号
横浜市青葉区藤が丘１丁目33番地13　303号
債務者　川中　祐孝
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４９号
横浜市神奈川区三ツ沢中町９―18、住民票上の住所横浜市港北区篠原町2572番地１　バームハイツ新横浜壱番館404号室
債務者　岩澤　凉子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５０号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の６　湘南西部２―12―1255
債務者　高橋　伸一
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部